

# 令和3年第2回中泊町議会 定例会会議録目次

## 第1号（6月3日）

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	2
出席説明員	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定について	3
日程第4 報告第16号から日程第16 議案第47号まで	3
・報告第16号 令和2年度中泊町一般会計継続費繰越計算書について	
・報告第17号 令和2年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書について	
・議案第37号 中泊町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	
・議案第38号 中泊町国民健康保険条例の一部改正について	
・議案第39号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について	
・議案第40号 中泊町秋元文庫基金条例の一部改正について	
・議案第41号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第2号について	
・議案第42号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号について	
て	
・議案第43号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号について	
て	
・議案第44号 令和3年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号について	
・議案第45号 中泊町副町長の選任について	
・議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件	
・議案第47号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件	
散会の宣告	6

第 2 号 (6月7日)

議事日程	7
出席議員	7
欠席議員	7
出席説明員	7
職務のため出席した事務局職員	8
開議の宣告	9
日程第1 一般質問	9
2番 今 博子議員	9
5番 塚本悦子議員	14
散会の宣告	19

第 3 号 (6月8日)

議事日程	21
出席議員	21
欠席議員	22
出席説明員	22
職務のため出席した事務局職員	22
開議の宣告	23
日程第1 議案第37号	23
・議案第37号 中泊町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	
日程第2 議案第38号	24
・議案第38号 中泊町国民健康保険条例の一部改正について	
日程第3 議案第39号	25
・議案第39号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第4 議案第40号	26
・議案第40号 中泊町秋元文庫基金条例の一部改正について	
日程第5 議案第41号	27
・議案第41号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第2号について	

日程第6	議案第42号	35
	・議案第42号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号について	
日程第7	議案第43号	38
	・議案第43号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号について	
日程第8	議案第44号	39
	・議案第44号 令和3年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号について	
日程第9	議案第45号	40
	・議案第45号 中泊町副町長の選任について	
日程第10	議案第46号	40
	・議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件	
日程第11	議案第47号	41
	・議案第47号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件	
日程第12	発議第4号	42
	・発議第4号 中泊町議会交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱の制定について	
日程第13	次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について	42
	閉会の宣告	43
	署名	45

## 第 2 回中泊町議会定例会

令和 3 年 6 月 3 日（木曜日）

### ○議事日程 第 1 号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第 1 6 号 令和 2 年度中泊町一般会計継続費繰越計算書について
- 5 報告第 1 7 号 令和 2 年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 議案第 3 7 号 中泊町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 7 議案第 3 8 号 中泊町国民健康保険条例の一部改正について
- 8 議案第 3 9 号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- 9 議案第 4 0 号 中泊町秋元文庫基金条例の一部改正について
- 1 0 議案第 4 1 号 令和 3 年度中泊町一般会計補正予算第 2 号について
- 1 1 議案第 4 2 号 令和 3 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について
- 1 2 議案第 4 3 号 令和 3 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について
- 1 3 議案第 4 4 号 令和 3 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 1 号について
- 1 4 議案第 4 5 号 中泊町副町長の選任について
- 1 5 議案第 4 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件
- 1 6 議案第 4 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件

### ○出席議員（12名）

1 番 田 中 洋 君                      2 番 今 博 子 君

3番	成田直人君	4番	秋元隆君
5番	塚本悦子君	6番	荒関富雄君
7番	秋田博君	8番	長利司君
9番	青山雅晴君	11番	野上憲幸君
12番	野上祐一君	13番	川山光則君

○欠席議員（1名）

10番 沖崎勲君

○出席説明員

町長	濱舘豊光君
副町長	横野彰吾君
教育長	米塚鈴子君
代表監査委員	外崎良造君
総務課長	毛内康裕君
財政課長	山中哲哉君
総合戦略課長	三上晃瑠君
税務課長	太田光平君
町民課長	三上康栄君
福祉課長	下山貴子君
環境整備課長	藤本雅久君
農政課長	古川幹人君
水産商工観光課長	越野進一君
小泊支所長	藤田康久君
教育次長	葛西成芳君
教育課長	長利香代子君
会計課長	藤田順悦君
上下水道課長	鈴木輝文君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	宮越裕子君
総務課係 行政情報係	木村将師君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達していますので、令和 3 年第 2 回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（川山光則君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により 7 番、秋田博議員及び 8 番、長利司議員を指名します。

◎会期の決定について

○議長（川山光則君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から 6 月 8 日までの 6 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。  
したがって、本定例会の会期は本日から 6 月 8 日までの 6 日間に決定しました。

◎日程第 4 報告第 16 号から日程第 16 議案第 47 号  
まで

○議長（川山光則君） 日程第 4、報告第 16 号 令和 2 年度中泊町一般会計継続費繰越計算書についてから日程第 16、議案第 47 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件までを一括上程します。  
町長に提案理由の説明を求めます。  
濱舘町長。

（町長 濱舘豊光君登壇）

○町長（濱舘豊光君） 本日、令和 3 年第 2 回中泊町議会定例会を招集いたし

ましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ご多用中の折にもかかわりませず、ご出席を賜り、ここに開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

今定例会に提出をさせていただきました議案等は、条例改正や補正予算など合計 13 件であります。その概要を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

報告第 16 号は、令和 2 年度中泊町一般会計継続費繰越計算書についてであります。

令和 2 年度一般会計予算のうち、こども小中学校建設事業の継続費で、年度内に支出が終わらなかったものについて、継続費繰越計算書を調製したので報告するものであります。

報告第 17 号は、令和 2 年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和 2 年度一般会計予算のうち、年度内に事業が完了できなかった中泊町職員働き方変革事業等 10 事業につきまして、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものであります。

議案第 37 号は、中泊町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてであります。

行政手続きにおける書面規制、押印、対面規制の見直しの観点から、業務の見直しや効率化を図り、行政サービスの効率的・効果的な提供に資することを目的に、条例の一部を改正するものであります。

議案第 38 号は、中泊町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが変更されたため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 39 号は、中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

国民健康保険事業費納付金の確定等に伴い、税率を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 40 号は、中泊町秋元文庫基金条例の一部改正についてであります。

町立中里中学校の図書購入のため設置した基金を、管内小中学校で

図書購入ができるよう、条例の一部を改正するものであります。

議案第41号は、令和3年度中泊町一般会計補正予算第2号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも9,046万円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億8,567万5,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策として、総務費に、地域公共交通再編事業、民生費に、子育て世帯生活支援給付金事業、商工費に、中里派立通り商店街にぎわい復活事業及び新型コロナウイルスの影響により減収した事業者に対する支援事業、教育費に、オンライン家庭学習支援等の環境整備費を計上したほか、消防費に、消火栓老朽化による改修工事費及び若宮地区自主防災会への補助金、人事異動等に伴う職員人件費の所要額をそれぞれ計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金、県支出金等を計上したほか、財源調整に充てるため、財政調整基金繰入金を計上いたしております。

議案第42号は、令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも498万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億6,242万6,000円とするものであります。

補正する歳出は、職員増に伴う職員人件費及び傷病手当金を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、県支出金及び一般会計繰入金を計上いたしております。

診療施設勘定の補正額は、歳入歳出とも125万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,279万円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、人事異動に伴う職員人件費及び修繕料を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、診療収入を調整のうえ計上したほか、諸収入及び国庫補助金を追加計上いたしております。

議案第43号は、令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてであります。



補正額は、歳入歳出とも75万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億2,324万2,000円とするものであります。

補正する歳出は、人事異動に伴う職員人件費を調整し、歳入につきましては、一般会計繰入金を計上いたしております。

議案第44号は、令和3年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてであります。

資本的支出の既決予算額を406万5,000円追加し、総額2億2,280万4,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、深郷田浄水場1号井ポンプ更新に伴う工事費を追加計上いたしております。

議案第45号は、中泊町副町長の選任についてであります。

現副町長の任期が、令和3年6月12日をもって満了することに伴い、選任するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

議案第46号及び議案第47号は、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件についてであります。

現委員の任期が令和3年9月30日で満了となるため、後任の委員を推薦するにあたり議会の意見を求めるものであります。

以上で本議会定例会に提案させていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。何とぞ慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

#### ◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時10分

第2回中泊町議会定例会

令和 3年 6月 7日 (月曜日)

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員 (13名)

1番 田 中 洋 君	2番 今 博 子 君
3番 成 田 直 人 君	4番 秋 元 隆 君
5番 塚 本 悦 子 君	6番 荒 関 富 雄 君
7番 秋 田 博 君	8番 長 利 司 君
9番 青 山 雅 晴 君	10番 沖 崎 勲 君
11番 野 上 憲 幸 君	12番 野 上 祐 一 君
13番 川 山 光 則 君	

○欠席議員 (なし)

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	米 塚 鈴 子 君
代表監査委員	外 崎 良 造 君
総 務 課 長	毛 内 康 裕 君
財 政 課 長	山 中 哲 哉 君
総 合 戦 略 課 長	三 上 晃 瑠 君
税 務 課 長	太 田 光 平 君
町 民 課 長	三 上 康 栄 君
福 祉 課 長	下 山 貴 子 君
環 境 整 備 課 長	藤 本 雅 久 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水産商工観光課長	越 野 進 一 君

小 泊 支 所 長  
教 育 次 長  
教 育 課 長  
会 計 課 長  
上 下 水 道 課 長

藤 田 康 久 君  
葛 西 成 芳 君  
長 利 香 代 子 君  
藤 田 順 悦 君  
鈴 木 輝 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長  
総 務 課 係  
行 政 情 報

宮 越 裕 子 君  
木 村 将 師 君

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（川山光則君） 日程第1、一般質問を行います。

2番、今議員の質問を許可します。

2番。

（2番 今 博子君登壇）

○2番（今 博子君） 2番、今博子です。ただいま議長より許可をいただきましたので、質問させていただきます。

人口減少、少子高齢化、核家族化、これらの避けられない現実から求められるものに買物弱者対策や免許返納後の生活の足の確保など、切り離すことのできない支援の必要性があり、そのため度々話題となる地域拠点連絡バスについてですが、幾つかのところから改善をお願いしたいという要望を耳にしています。これらの要望は、どのような体制で臨めば、利用する人の意見が反映されるものか、質問させていただきます。

2年ほど前に、路線の変更には、初めに運行事業者、公安委員会、道路管理者などの関係団体との事前調整を行い、その結果を中泊町地域公共交通会議に諮り、承認された結果を基に東北運輸局への許可申請を行う必要があると総合戦略課長が答弁されていました。これでは簡単に変更できるものではないし、意見など取り入れてもらえるはずもないなと思いました。しかし、町長より、住民からの要望により変更して使いやすくしていきたい、またタクシー事業者などと連携しながら住民の足を守っていくということも検討してまいりたいなというふうに考えてございますという答弁も聞かれ、今より一歩前に進めるのではないかと少し期待しているわけです。

このことから、1つ目の質問ですが、決定権を持っていると思われる中泊町地域公共交通会議とはどのような組織であり、どのような内容の話合いが行われているものかお伺いします。

次に、この地域拠点連絡バスを見ると、密になっているのではないかなと思うほど乗車しているときもあります。それとは反対に、一人も乗っていないバスも見かけます。

そこで、2つ目の質問ですが、この地域拠点連絡バスの利用状況はどのような状態なのか。そして、昨年度の収支決算はどのようなになっているものかお伺いします。

今中里では、津軽大橋が開通しました。買物できる店も集まっています。また、今年度をもって中里高校が閉校になること、そしてこれから先には、あずましい風呂に入れると期待されている総合健康福祉センターなど、目まぐるしく変わっているわけです。これらのことを考えると、もちろん地域拠点連絡バスの運行経路や運行時刻など大きく変わるものと考えられます。ただ、今必要としている武田地区の皆さんにとっては、会議やサークル活動など、午前中のものには乗せていってくれる人を探したり、タクシーを使うしかないわけです。しかし、タクシーを使うには経済的負担が大きく、参加することを諦めなければならない状態です。

もちろん経済的なことも踏まえて、3つ目の質問ですが、武田地区においては、中里地区での会議やサークル活動、駅ナカでの催物への参加、そして午前中の買物なども含め、朝の9時、10時などから始まるものに対し、役場や公民館などへ行きたくても行けないという現状を見直す考えはないものかお伺いします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（川山光則君） 今議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） ただいま今議員から、地域公共交通等、住民の生活の足という観点でのご質問3点を頂戴をいたしました。3点のうち、1点目の中泊町地域公共交通会議、この性格、内容についてと、3点目のご質問でありました武田地区の方々の役場等への移動における利便性の向上、この利便性の向上についての考え方を含め、地域公共交通を総合的にどのように考えているのかということをお伺いからお答えをさせていただき、2点目の部分については担当課長のほうからご答弁をさせていただきます。

まず、公共交通再編の必要性に係るご意見でございますが、私が平成29年に町長に就任させていただいてから、再三にわたってこのご質問、ご要望を頂戴しておるわけでありまして、この公共交通網の再編につきましては、地域づくりの一丁目一番地というふうに言える重要な課題というふうに認識をしております。私自身、県庁時代、交通企画の仕事もやらせていただいていた経験から、バスの運行の難しさも必要性も十分理解しているところであります。

さて、弘南バス小泊線、地域拠点連絡バス、武田・中高線バス、津軽鉄道、タクシー事業者等の様々な事業者を対象として、人口減少、少子高齢化が進む当町の将来の姿を見据えた総合的かつ効果的な計画が必要になるだろうというふうに考えているわけでありまして。

この間、各路線バス事業内で、時代の変化とともに発生する課題に対応してまいりため、平成31年度には、飛び地の町村合併の不都合を解消するために運行している地域拠点連絡バス、このルート変更及び運行時刻の変更、また買物弱者への対策として中里地域を対象に、ピュア宅配・見守り事業ですとか、小泊地域ではピュアの移動販売実証事業にも着手するなど、可能な限り早急に対処してまいったつもりではございます。

この地域拠点連絡バスのルート及び運行時刻の変更には、先ほど今議員のほうからお話がありましたように、中泊町地域公共交通会議、こちらのほうでの承認を経て、国への許可申請が必要となるわけでありまして。

なぜこういうふうになっているかと申しますと、公共交通である路線バス事業、これはバス事業者がやっているわけでありまして、運賃収入で運行経費を賄うことが基本原則となっておりまして、採算性と安全かつ安定供給の必要性から、国では路線バス事業を行おうとする事業者に対して、これは町でやっても同じなわけでありまして、事業への参入や運賃、ルート、時刻変更などについて規制をしているところであります。

そのため、採算性の確保が路線バス事業認可の条件となっておりまして、この条件を満たすことができなければ、人口減少が進む過疎地域でバスを走らせることは困難になるというわけでありまして。

そこで、通常の手続で、いわゆる一定の採算を確保しながらバスを

運行すると、このバス事業者が事業申請できないような、要するに収益を上げられないような路線バス事業でも、自治体が財政支援など運行補助で主体的に関与することで、バス事業者が採算性と安全かつ安定供給が可能な場合に限り、特別に認可を得ることができるという仕組みがこの地域公共交通会議というものでありまして、この会議は道路運送法の下、道路上で自動車を用いて利用者から運賃を得て行う運送事業が協議対象となり、会議には地域の利害関係者が参加をし、必要性についての承認、もしくは合意が得られれば事業の許可申請を行うことができるという仕組みになってございます。

当町でこの仕組みに該当いたしますのが中泊町地域公共交通会議でございまして、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項、町運営有償運送の必要性及び旅客から徴収する対価に関する事項などについて協議をしているというところであります。

構成員は、中泊町、中泊町商工会、一般旅客自動車運送事業者、住民または利用者の代表者、国の関係機関、道路管理者等となっておりまして、運行ルートの変更や運行時刻の変更等、必要に応じて会議を開催させていただいております。これが1点目のお答えになるわけでありまして。

次に、2点目の武田地区からの連絡バスの利便性向上についてでございますが、中里地区への到着時刻について要望が出されているということは、かねてより承知をしているところでございました。

地域拠点連絡バスは、飛び地の町村合併の不都合を解消するために、地域の拠点を結ぶ町民の足として運行を開始させていただいております。武田地区から役場等への到着時刻を変更することにつきましては、運行目的の性質上、これは小泊と中里の合併ということの連絡バスなものですから、小泊地域の住民を優先するということが前提になってございまして、なかなか難しい状況ではあるわけですが、何らかの対策は必要であると、武田診療所も廃止になったこともありまして、そういう意味でも何らかの対応は必要であるというふうに考えているわけでありまして。

現在世界中で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当町の公共交通においても緊急に再編の必要があるもの

と考えておりました、国による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらのほうを活用しながら、町内全地域を対象とした町民の皆様にとって重要な足である公共交通の再編、これに取り組んでまいることとしてございます。必要な事業として、地域公共交通再編事業というものをやっていくための予算を今議会に上程をさせていただいておるところでございます。

なお、利用状況等の詳細につきましては、先ほど申し上げましたが、担当課長からご答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 三上総合戦略課長。

（総合戦略課長 三上晃瑠君登壇）

○総合戦略課長（三上晃瑠君） 私から、議員ご質問の地域拠点連絡バスの利用状況と令和2年度の収支決算につきましてお答えいたします。

利用状況ですが、1万100人の利用状況となっております。内訳としまして、利用者が最も多い午前9時、小泊診療所発の便は3,646人、折り返しになります午前10時40分、武田公民館発の便は3,262人、午後の便は午前中の便の半分以下となっております、午後2時10分、小泊診療所発の便は1,502人、折り返しとなります午後3時50分、武田公民館発の便は1,690人となっております。

なお、243日の運行、1日当たり4便ですので、令和2年度総運行便数は972便、利用者が1万100人となっておりますので、1便当たり10.4人の乗車人数となっております。

収支決算ですが、運行委託料は648万5,000円となっております。内訳といたしまして、地域拠点連絡バスは、1日2往復4便の運行となっており、それに係る1日当たりの運行経費は3万5,000円、243日の運行により、総額となります運行経費は850万5,000円となります。

運賃収入は、1万100人の利用者から1乗降につき200円、合計202万円となっております。

令和2年度の総額となります運行経費は850万5,000円から、運賃収入202万円を差し引きまして648万5,000円が町で支出しました地域拠点連絡バス運行に係る委託料となっております。



以上、令和2年度地域拠点連絡バスの利用状況及び収支決算についてお答えいたしました。

○議長（川山光則君） 再質問ありませんか。

今議員。

○2番（今 博子君） いろいろ考えていただき、ありがとうございました。

一言お願いしたいのですが、地域拠点連絡バスを利用している方々は80歳以上の方が大変多いわけです。その方々は、膝が悪い、腰が痛い、今年は元気でも、来年はもう歩けなくなっているかもしれないというように、1年の重みが非常に、大変気にしております。誰一人取り残さないという男女共同参画の視点からも、どうかできるだけスピード感を持って考えてもらえるようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして今議員の質問を終了します。

続きまして、5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） 議席5番、塚本悦子でございます。通告に従い、質問をさせていただきます。

町消防団の現状についてであります。当今、温暖化の影響か、災害続発で、自治体では防災対策の重要性が高まっています。今必要なのは、人が死なない防災を目指さなくてはなりません。そのような中であって、消防団はただ火を消やすということではなく、自らの地域は自らで守るという精神に基づき、高い使命を持って非常勤の特別公務員として日夜活動しています。そして、消防団を中核とした地域防災力の充実強化が消防庁より求められています。

しかしながら、団員数の動向を見ますと、少子高齢化による若年層の減少と就業構造の変化などにより、年々減少傾向が続いています。平成30年4月1日、消防分団数2万2,306分団、団員数8万3,982人、前年度より1万1,685人減少しています。全国では、令和2年の充足率は89.8%で、令和元年より1ポイント低下しました。

そこで、お聞きいたします。町消防分団の現状についてであります。条例による定数に対する実員数の充足率はどのようなものですか。そ

して、災害多発や激甚化する中であって、団員の負担が増加するものと思われます。消防庁でも団員の処遇改善のため、必要な措置義務を定めています。各自治体でも、条例に基づき、その労苦に報いるため、報酬及び出動した場合の費用弁償として、出動手当を支給しています。我が町でも、手厚い処遇が必要と思われます。全国では、令和元年条例平均額3万801円ですが、実報酬は沖縄県伊是名村は20万7,000円で、また山梨県大月市では4,000円と格差があります。消防庁では、本年4月13日、出動手当を1日当たり8,000円を標準額とするよう自治体に通知しました。現在我が町の報酬及び出動手当は、団員が満足していると思われますか。私は、少しでも他市町村より引き上げることが必要と思われますが、お考えをお聞かせ願います。

2点目として、平成29年3月、道路交通法改正により、普通免許で運転可能な総重量が3.5トンに変更され、改正後に取得した普通免許では3.5トン以上の消防団車両を運転できなくなりました。各分団に配備されている車両の種別、重量及びその車両を運転できる人数についてであります。もし該当する団員で免許取得を希望するならば、費用助成が必要と思われます。平成30年度から団員の準中型免許の取得費用に対する公費助成制度を自治体において創設することとなっています。1人の団員が受けられる補助の上限を16万5,000円としています。既に補助している自治体もあります。この準中型自動車の免許を必要とする団員に消防力維持と強化、そして団員確保のための現在公費助成はどのようになっているのかお聞かせ願います。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） ただいま塚本議員のほうから、消防団の団員の充足率、それから処遇について、各種車両の運転の制限に基づく免許取得助成等のお話について質問がございました。私のほうからは、消防団に対する現状、消防団の現状に対する認識についてお答えをさせていただき、それぞれ数値等につきましては担当課長のほうからご答弁をさせ

ていただきたいと思ひます。

消防団員の皆様方には、それぞれの日常生活を送りながらも、地域防災力の要として、極めて重要な役割を担っていただいておりますことに心から感謝を申し上げますとともに、町民の生命、財産を守る活動に、引き続きご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、全国的な少子高齢化、人口減少により、消防団員の減少が続いているわけであります。先ほど議員のほうから詳しい数値出されたように、全国で減っているということだと思っております。

そうした中で消防団員の確保に向けて、消防庁が設置をいたしました消防団員の処遇等に関する検討会、この検討会からの中間報告書が4月13日に公表されておりました、先ほど議員のほうからお話のあったように、武田総務大臣のほうから各自治体に対して、処遇をよくするようにという文書が参っておりますことは、私も確認をさせていただいております。

この中間報告書によりますと、報酬や費用弁償の額の基準を示し、消防団員の確保を目的に、消防団の処遇を改善することが必要であるというふうな内容、まとめますと、なっているというふうに理解してございます。私としては、この問題が処遇改善とか報酬とか、1回当たりの出動の手当、これを改善するだけで解決できるとは考えておられないわけであります。もう人口減少というのは、消防団だけでなく、全ての分野に関わってきている問題でありまして、先ほど一例として沖縄の地域では20万円の報酬を得ていると。年額20万円、我が町1万円、これが2万円になったから3万円になったから団員が増えるかという、そうではないと思っております。そのことではないところで解決をしていかなければいけないのかなと思っております。

いずれにしましても、国が取りまとめております最終報告書、この後出てくると思うのですけれども、内容等をしっかりと見極めた上で、対応については慎重に検討してまいりたいと考えてございます。

充足率等の細かい数字については、担当課長のほうからご答弁させていただきます。

私からは以上でございます。

○議長（川山光則君） 毛内総務課長。

(総務課長 毛内康裕君登壇)

○総務課長(毛内康裕君) 塚本議員ご質問の中泊町消防団の現状についてお答えいたします。

中泊町の消防団員の状況は、令和3年4月1日現在、条例定数325人に対して実員数276人、充足率84.9%となっております。5年前の平成29年度の実員数は303人となっており5年間で27人の減となっております。

また、日本消防協会が公表している令和2年度における充足率の全国平均は、議員からもあったとおり89.8%であり、全国平均と比較しますと5%下回っております。

次に、報酬及び費用弁償についてであります。消防団員の報酬は、団員の年額1万円から階級に応じて条例で定められており、団長で年額4万円となっております。

また、消防団員1人当たり出動1回につき1,700円を費用弁償として支給いたしております。

次に、消防団車両についてでありますけれども、令和3年4月現在、24台所有しております。3.5トン未満の車両が17台、3.5トン以上5トン未満の車両が7台ございます。現在の団員276人中273人が運転できる状況であることから、準中型免許取得費用に対する公費助成につきましては、現在当町では実施しておりません。しかし、運転者の確保に向けては、必要に応じて対策を検討する必要があると思っております。

以上でございます。

○議長(川山光則君) 再質問はありますか。

塚本議員。

○5番(塚本悦子君) ただいまるるご意見を拝聴いたしましたが、団員の充足率についてであります。少子化というのをいつも前提に話しますが、それをいかに解決していくかが、その自治体の個性ではないかと思うのです。

この差を見てもみますと、中泊が報酬が1万円、出動手当が1,700円。国では8,000円を基準にしてくださいと、そういうふうな通知もございます。いつ来るか分からない集中豪雨がもたらす線状降水帯、気象庁でも想像ができないという、そういう昨今です。やはり

消防団員を増やすということを検討していただきたいと。それはなぜか。それは、町長さんの腕にあるのではないかと期待するのですが、現在の充足率が84.9%とありますが、どうぞ100%達成させるという意気込みは、今は私には聞こえませんが、いかがでしょうか。その意気込み、いま一度お聞かせいただけないでしょうか。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 100%を目指す意気込みということでございますが、これは各地域、地域の実情にも関わってくるのだと思うのですが、私どものほうの町の場合、高齢化率も他の地域に比べて非常に高いと。高齢化率が高いということは、若い年代で消防団になる基礎的な母数が少ないということだと私は理解しているのです。役場の職員でも、今大分消防団のほうに入っている職員がおるわけでありまして、消防団に入る、入らないについても、また強制できるわけでもありませんし、皆さんにご理解をいただきながら対応していくということが必要なのかなと。

もう一つは、今は非常勤の消防団員のお話なわけでありまして、常備の消防の件につきましても、今広域でやっている部分で、実際自治体によって常備の消防署員の処遇、待遇も違っているわけでありまして。日本全国に配備されている警察であれば、これは国家公務員なわけですから、日本全国統一した待遇でいけているわけなのでしょうけれども、今常備の消防署員であっても、それぞれの町の財政状況等に応じて処遇が変わってきている。これを一緒にしていこうという動きがあるわけでありまして、その際に、より広域で対応していくためにどうあるべきなのかという議論が今全国的になされているところであります。その中で消防団員の処遇に関しましても考えていくべきではなからうかなと考えております。

いずれにいたしましても、団員の充足率については、できる限りの努力はしてまいりたいと。ただ、100%にする自信があるかと問われれば、なかなか難しいかなと思っております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 再々質問ありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 私は、できるだけ100%を目指すようにしていただ

きたいと思うのです。兆しが、心意気がうかがわれないなど、そう思うわけです。まず、私たちの命と財産を守ってくれるという高い意識を持って、夜中であろうが、そして仕事をなげうって、私たちのために出動してくれている団員さんには、お金で買えないものを私たちはいただいているのです。その心意気に応えてあげたい、そう思うのです。

今、宮越家のステンドグラスは、もう県内外にその名をとどろかせております。それに伴う中身だと思ふのです。町に優しい、人に優しい、そういう住みやすいまちづくりにしてあげると、それに見合った外見と中身が一致したならば、その名をもっととどろかせるのではないかと思うのです。よそでは、もう上げています。国では8,000円と言っているのに、1,700円というのは、いかにも安過ぎるのではないかなと、そう思うのです。

最近若者たちが、ぽつりぽつりと帰ってきております。その方たちも団員として入団したそうですが、まだ一度も出動していませんと、希望を持っています。そういう人たちが希望を持てるのか、がっかりさせるのかは、それは町長さんの手腕でしょうけれども、私はほかの予算を削ってでも、こういう私たちのために働いている人たちに助成していただきたいと、そう思うのです。少子化だ、広域だとか、そういう言葉に逃げないために、やろうと思えば、本当にその気持ち、その出た方たちの、本当に私たちを思ってくれる人たちにお金で買えないものがあるのではないかと、そう思っていますので、団員の助成を再度私は町長さんの見事な手腕に期待したいのです。どうか災害時のために頑張っている消防団員のために、大変期待をしていますので、よろしく願いを申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

#### ◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時38分

## 第2回中泊町議会定例会

令和 3年 6月 8日（火曜日）

### ○議事日程 第3号

- 1 議案第37号 中泊町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 2 議案第38号 中泊町国民健康保険条例の一部改正について
- 3 議案第39号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- 4 議案第40号 中泊町秋元文庫基金条例の一部改正について
- 5 議案第41号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第2号について
- 6 議案第42号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号について
- 7 議案第43号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号について
- 8 議案第44号 令和3年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号について
- 9 議案第45号 中泊町副町長の選任について
- 10 議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件
- 11 議案第47号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件
- 12 発議第 4号 中泊町議会交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱の制定について
- 13 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

### ○出席議員（13名）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 田 中 洋 君   | 2番 今 博 子 君   |
| 3番 成 田 直 人 君 | 4番 秋 元 隆 君   |
| 5番 塚 本 悦 子 君 | 6番 荒 関 富 雄 君 |
| 7番 秋 田 博 君   | 8番 長 利 司 君   |
| 9番 青 山 雅 晴 君 | 10番 沖 崎 勲 君  |

1 1 番 野 上 憲 幸 君

1 2 番 野 上 祐 一 君

1 3 番 川 山 光 則 君

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	米 塚 鈴 子 君
代 表 監 査 委 員	外 崎 良 造 君
総 務 課 長	毛 内 康 裕 君
財 政 課 長	山 中 哲 哉 君
総 合 戦 略 課 長	三 上 晃 瑠 君
税 務 課 長	太 田 光 平 君
町 民 課 長	三 上 康 栄 君
福 祉 課 長	下 山 貴 子 君
環 境 整 備 課 長	藤 本 雅 久 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水 産 商 工 観 光 課 長	越 野 進 一 君
小 泊 支 所 長	藤 田 康 久 君
教 育 次 長	葛 西 成 芳 君
教 育 課 長	長 利 香 代 子 君
会 計 課 長	藤 田 順 悦 君
上 下 水 道 課 長	鈴 木 輝 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 越 裕 子 君
総 行 政 務 情 報 課 係	木 村 将 師 君
総 行 政 務 情 報 課 係	佐々木 一 哉 君



開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（川山光則君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。本日は議案の審議を行います。

◎日程第1 議案第37号

- 議長（川山光則君） 日程第1、議案第37号 中泊町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題にします。本案について担当課長に説明を求めます。毛内総務課長。

- 総務課長（毛内康裕君） おはようございます。議案第37号 中泊町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの5ページを御覧ください。この条例の改正は、行政手続きにおける書面規制、押印、対面規制の見直しの観点から、業務の効率化を図り、行政サービスの効率的・効果的な提供に資することを目的に、条例の一部を改正するものです。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の1ページを御覧ください。第4条第4項を削り、第5号及び第6号を繰り上げております。

第8条第5項を「記載しなければならない。」に改めております。

いずれの改正も、手続きに関する押印を廃止するものでございます。本改正条例の施行日は、公布の日からといたしております。

以上で、議案第37号 中泊町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての説明といたします。

- 議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 37 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 議案第 38 号

○議長(川山光則君) 日程第 2、議案第 38 号 中泊町国民健康保険条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上町民課長。

○町民課長(三上康栄君) 議案第 38 号 中泊町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案議案書つづりの 7 ページを御覧願います。今回の条例改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが変更されたため、所要の改正を行うものであります。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表により説明いたします。恐れ入りますが、新旧対照表の 2 ページを御覧願います。第 6 条の 2 第 1 項中において、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが変更されたことから、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改めております。

本改正条例の施行日は、公布の日からといたしております。

以上、議案第 38 号 中泊町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第39号

○議長(川山光則君) 日程第3、議案第39号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

○税務課長(太田光平君) 議案第39号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本改正条例は、国民健康保険事業費納付金の確定等に伴い、資産税割額の税率の改正を行うため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、条例新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の3ページを御覧願います。中泊町国民健康保険税条例の第4条において、医療分の資産税割額を100分の34から100分の25.5に、第5条におきましては、ただし書きの令和2年度課税の1年分に限り、被保険者1人につき1万3,400円とするを削り、第7条におきましては、後期高齢者支援金分の資産税割額を100分の19から100分の14.25に、第9条におきましては、介護納付金分の資産税割額を100分の7.2から100分の5.4に引き下げるものでございます。

提出議案一覧の10ページを御覧願います。最後に、附則の第1条において公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用すると規定してございます。

以上で議案第39号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明を申し上げました。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第40号

○議長(川山光則君) 日程第4、議案第40号 中泊町秋元文庫基金条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

葛西教育次長。

○教育次長(葛西成芳君) 議案第40号 中泊町秋元文庫基金条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの11ページを御覧ください。この条例の改正は、町立中里中学校の図書購入のため設置した基金を、管内小中学校でも図書購入ができるよう、条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表によりご説明いたします。恐れ入りますが、新旧対照表の4ページを御覧ください。第1条中「町立中里中学校(以下「中学校」という。)」を「管内の小中学校」とし、第5条中「中学校」を「管内の小中学校」に改めるものです。

なお、本改正条例の施行日は、公布の日からといたします。

以上、議案第40号 中泊町秋元文庫基金条例の一部改正についての説明といたします。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
議案第40号を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第41号

○議長(川山光則君) 日程第5、議案第41号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長(山中哲哉君) 議案第41号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第2号についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,046万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,567万5,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

なお、各費目の、2節給料、3節職員手当等、4節共済費及び18節負担金、補助及び交付金、また27節特別会計繰出金に、それぞれ人件費の調整額を計上いたしておりますが、これらは、4月の職員人事異動等に伴うものでございますので、歳出の款を追っての説明は省略させていただきます。

それでは、最初に歳出についてご説明いたします。7ページを御覧願います。3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、9ページを御覧願います。第22目緊急対策費、12節委託料に、公共交通再編検討業務委託料5,093,000円を計上しております。

第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料に、戸籍システム改修経費として、26万4,000円を計上しております。

11ページを御覧ください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第6目子育て世帯生活支援給付金給付費に、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う子育て世帯への支援として、10節需用費から18節負担金、補助及び交付金に、合計で598万3,000円を計上しております。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、12ページを御覧ください。第2目予防費、12節委託料に、予防接種記録とマイナンバー情報を連携するためのシステム改修費として、157万3,000円を計上し、第8目緊急対策費で、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予算の組替えをしております。

14ページを御覧ください。第6款農林水産業費、第2項農業費、第7目農業経営基盤強化促進事業費に、今期の大雪により、被災した農業用ハウスの再建等の補助金として、186万9,000円を計上しております。

15ページを御覧ください。第6項水産業費、第5目緊急対策費に、新型コロナウイルス感染症対策として、すくすくしたまえ館の換気機能付き空調更新の経費として、合計で1,029万円を計上しております。

第7款商工費、第1項商工費、第2目観光費、16ページを御覧ください。18節負担金、補助及び交付金に、文化観光交流協会への補助金、273万9,000円を計上しております。

第4目緊急経営支援対策費に、町内宿泊業者への支援補助、中里派立通り商店街にぎわい復活事業に係る空き店舗の改修及び家賃補助、新型コロナウイルスの影響により収益の落込んだ企業に対する交付金等合計で、2,753万4,000円を計上しております。

第5目緊急対策費、14節工事請負費に、道の駅「ポントマリ」の冷凍冷蔵庫等の設置費及び抗ウイルス対策工事を含め、585万7,000円を、17ページを御覧ください。17節備品購入費として、道の駅「ポントマリ」のテーブル等の購入費、101万1,000円を計上しております。

第9款消防費、第1項消防費、18ページを御覧ください。第3目消防施設費、14節工事請負費に、老朽化に伴う消火栓の改修工事費として、200万円を計上し、第5目災害対策費、18節負担金、補助及び交付金に、若宮地区自主防災会への資機材の整備に係る補助金200万円を計上しております。

第10款教育費、第1項教育総務費、第4目緊急対策費に、新型コロナウイルス感染症対策として、12節委託料に、オンライン家庭学習支援のための教職員研修費及び学習支援コンテンツサービスの経費として856万3,000円を、19ページを御覧ください。17節備品購入費に、小中学校へのサーモ付顔認識カメラシステム購入費、126万8,000円を、18節負担金、補助及び交付金に、家庭でのオンライン学習ができる通信環境整備の補助金として、100万円を計上しております。

第4項社会教育費、20ページを御覧ください。第15目緊急対策費、新型コロナウイルス感染症対策として、14節工事請負費に、小説「津軽」の像記念館展示物案内装置及び自動ドア、空調設備の改修費、合計で750万3,000円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。6ページにお戻り願います。2、歳入では、歳出の関連において、第15款県支出金、第2項県補助金、第2目民生費補助金に、子育て世帯生活支援給付金事業等の財源として、626万2,000円を計上しております。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として7,799万9,000円を計上しております。

第20款諸収入、第5項雑入に、若宮地区自主防災会への補助金の財源として、コミュニティ助成金200万円を計上しております。

以上、議案第41号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第2号についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、今議員。

○2番（今 博子君） 15ページお願いします。第7款の商工費の18節、補助金で、なかどまり音頭完成記念事業33万円とありますが、この事業はどのようなことをするのかお願いします。

○議長（川山光則君） 水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（越野進一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

なかどまり音頭完成記念事業 33万円につきましては、なかどまり音頭をお昼をお知らせする曲として防災行政無線で流すために、設定変更等が必要なため、必要予算を追加するものでありますが、当初予算ではなかどまり音頭を踊る際に一体感を醸成させるはっぴ、350枚ほどの購入を予定しております。

そもそもこのなかどまり音頭、なぜ作られたのかと申しますと、中泊町では全国でもまれな飛び地合併として誕生しており、昨年3月に合併して15年を迎えたことから、それを記念し、町長に作詞をお願いしながら地域間、それから世代間交流をさらに促進させていくことを目的として制作したものであります。制作費は、サエラさん、中里こども園の協力を得まして、30万円ほどで完成度が非常に高いものとなっております。昨年の町民文化祭では、サエラさんと中里こども園の皆さんにご協力をいただきながら、音頭の制作披露発表会を実施しておりますが、残念ながらコロナ禍であり、現在は積極的な展開ができていない状況にあります。

今後は、中里地域のなにもささ流し踊り、それから小泊地域の小泊音頭や徐福音頭とともに、なかどまり音頭が地域のかけ橋となり、地域間交流がますます促進されることを期待しまして、合同練習日を設けるなど、機会あるたびに活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 私から関連になりますけれども、そろそろ田植も終わり、今年もいい年になればいいなど、農家の人はそう思っているわけですがけれども、何せこれから台風、災害が待っているとへばなんですけれども、昨日の一般質問でも消防の話がありました。消防でやれる範囲ならいいのですけれども、ただ自衛隊が出てくるまでになればこれは大変だということで、我が町からはここ何年間、自衛隊員、何人ぐらい入っているのかなと思っておりますので。担当課長。

○議長（川山光則君） 総務課長。

○総務課長（毛内康裕君） ただいまの沖崎議員のご質問にお答えいたします。



当町からの自衛隊の入隊者ですけれども、過去5年に遡って、平成28年は2名、平成29年も2名、平成30年は5名、令和1年で2名、令和2年で3名、過去5年で14名となっております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 消防もだし、自衛隊もあまり入る人がないということは聞こえておりますけれども、課長、何とか守るために、入隊を勧めるように、ひとつ皆さんにお願いしておきます。

終わります。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

3番、成田議員。

○3番（成田直人君） 18ページと19ページの教育総務費の関係の、19ページの18負担金の補助金100万円の通信環境整備費を、もうちょっと詳しく説明していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川山光則君） 教育課長、長利香代子さん。

○教育課長（長利香代子君） ただいまの質問にお答えいたします。

管内小中学校の児童生徒の保護者世帯に対して、コロナによる休校措置として、オンラインによる家庭学習のための通信環境の整備をするために、その費用の一部を補助するものです。令和2年度の調査で、家庭におけるオンライン環境整備率は約90%でした。残りの10%に当たる50人分の整備費となっております。

以上です。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 18ページ、教育に関連して、このたび全校にエアコンつきました。とても喜んでいるところですが、ただ武田小学校と薄市小学校の校長室と教職員のエアコンはいつつくのでしょうか。お願いします。

○議長（川山光則君） 答弁をお願いします。どちらでしょう。

教育課長。

○教育課長（長利香代子君） 塚本悦子議員のご質問にお答えいたします。

今現在進めているところですので、もう少しお待ちください。

○議長（川山光則君） よろしいでしょうか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 大体この夏までには間に合うのですか。大丈夫ですか。  
今年の夏に間に合いますか。

○議長（川山光則君） 教育課長。

○教育課長（長利香代子君） このことについては、もう一度確認して報告したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川山光則君） 塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 子供たちの部屋は、もう既にできました。でも、私びっくりしたのです。ほかの教室は全部ついたのに、職員室と校長室、校長先生は、私はいいのですけれども、このすばらしい職員に、もしかして熱中症で倒れられたらどうしようと。そうしたら、薄市の校長先生も言っていました。私はいいのですと、でも教職員がとてもつらい思いするのは耐えられないと、そう思っていますので、確実につくように、教育長さん、大丈夫ですよ、今年の夏。よそではもう既に、教室完成すると、職員室とか校長室もできているのです。大体よそでは、五所川原市、つがる市も。でも、うちのほうだけがまだついていないというので、とても不安に思っているのですけれども。教育長さん、大丈夫ですよ。子供さんたちはとても涼しい思いして、私たちもこの庁舎で、とても涼しい思いしているのだけれども、先生方、もしも間に合わなければ大変なことだなと、そう思っていますので、ぜひ間に合わせていただきたいと。子供たちがそれを見たときに、もしもなかったら、どうしようと。子供たちに心配かけないように、よろしくお願いいたします。

○議長（川山光則君） 答弁ありませんか。

教育長。

○教育長（米塚鈴子君） ただいまの塚本議員のご心配にお答えいたします。

詳細について、職員室、それから校長室等、その辺の設置の状況等、それから予定等も確認しまして、また後ほどご報告したいと思います。

ただ、教職員、担任等はその教室で業務を担うという、そういうまたいろいろな選択肢もありますので、その辺も含めて学校に再度いろいろ使い方等含めて確認をしてご報告いたします。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 商工の関連になると思うのですけれども、今テレビ等でビーチサッカーの宣伝なども行っているのですが、このコロナ禍の中で町主催の行事、何を行って、今後何を中止するのか。今現在決まっている段階でも結構ですので、ご報告いただけないでしょうか。

○議長（川山光則君） 町長。

○町長（濱舘豊光君） コロナ禍の行事、催事の件でありますので、私のほうからお答えをしたいと思います。

感染状況、感染者の確認状況、これ地域、自治体によって濃淡があるかと思うのですが、県のほうからは、催事を開催する場合のガイドラインについて、かなり詳細に示されております。私どものほうの町主催の行事につきましては、基本的には県が示しているガイドラインに沿った形で開催の可否を決めていきたいなというふうに考えております。

具体的に申し上げますと、今、議員のほうからお話が出たビーチサッカーフェスタにつきましては、昨年度も開催させていただいたわけですけれども、入場口において、会場に入る人間の情報を確認する。それと検温、手指消毒、全て実施した上で、感染症拡大防止ということに対して、リスクのできるだけの低減を図れるということを条件として判断をしているということであります。

また、なかどまりまつりにつきましては、先般実行委員会が開催されておりまして、この実行委員会の中でも会場に入るゲートを造りまして、会場に入る段階でビーチサッカーと同じように入場者の情報をきちっと確認しようと、最近の体調から、どうであったかも含めて、その上で開催しようということで、今のところはなかどまりまつりも開催の方向で準備を進めているというところであります。ただし、今後、いわゆるレベル4等になったら、今朝の新聞でも出ていましたが、催事については中止してほしいという県のほうの見解も出ておりますので、ガイドラインにのっとって開催の可否を今後も決めていきたいなと思っております。現状決まっているのは、そこまででございます。

○議長（川山光則君） 6番議員、よろしいですか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 当然県のガイドラインに従いながら行事の開催等は決

定していくのでしょうけれども、どうも今町民の声を聞くと、あえて危険を冒してまでも、ビーチサッカーなどもガイドライン等を見ると飲食等がかなり規制されている状況の中で開催して、何か町自体に経済的なメリットとかもあまり発生しないのではないかと。ビーチサッカーそのものを開催して、かなりあれば大きなイベントですので、小泊地区としては近年にない本当に最大のイベントなので、経済効果も結構あるのでしょうかけれども、昨年実施した段階で、ここまでコロナが長引くのかなというのは誰も予想だにしていなかったと思うのです。これだけ長引いた段階で、これは私の個人的な意見になるのですが、今年は見合わせたほうがいいのではないかと。あえてコロナ感染の危険を冒してまで開催するというふうにもし決定になった場合に、どういうメリットがあるのか、そこら辺をどうか協議する段階で参考にしていただければということでございますので。何とか祭りのほうも、昨年夏祭りは休みました。その代わり冬場にもいろんなイベントをやったり、何とか今2年目にコロナも入ったわけですので、これをしのげば、その後はいろんなことがまたできると思いますので、何とか開催等を協議する段階で、町民もいろんな意味でそこら辺に不安を持っておりますので、考慮していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（川山光則君） 町長。

○町長（濱舘豊光君） コロナウイルス感染症の拡大の状況については、今、議員のお話にあったとおり、ここまで長引くことはないだろうという予測をしていた方もおられれば、まだまだ続くだろうなと予測をしておられた方もおられるようであります。

ワクチン接種一つ取ってみても、ワクチンを接種すれば、いわゆる接種していない方と対面しても感染させることはないのだという認識を持っている方もおられるようですが、今いろんな感染症の専門家の方々のご意見をお聞きしますと、ご自身の感染を防ぐ確率的には90%以上防げるし、重症化するのも防げるけれども、ワクチン接種をした方が第三者に感染させないということは断言できないというのが今の感染症専門家の方々のご意見のようであります。

このように、受け止め方というのは様々人によって違うのだろうと思います。私自身は、このコロナウイルス感染症がまだ存在している

中で行事を行っていくということについて、危険に向かって無謀に突っ走るといった考え方は持ってごさいません。あくまでも感染症の拡大防止ということが技術的に可能かどうか、リスク評価をしながら開催の可否を判断していきたいなど。その観点で申し上げますと、今、議員のほうからお話があったように、感染のリスクが高い状態のままで行事を行っていくということは考えてごさいませんので、今後も実行委員会等においてその辺を十分考慮しながら、開催の可否について検討してまいりたいというふうに考えてごさいます。

以上でごさいます。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第42号

○議長（川山光則君） 日程第6、議案第42号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上町民課長。

○町民課長（三上康栄君） 議案第42号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ498万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、15億6,242万6,000円とし、診療施設勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12

5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、1億4,279万円とするものであります。

補正する歳入歳出予算について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、事業勘定の歳出からご説明いたします。

9ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費において、人事異動に伴う職員人件費分として、2節給料から18節負担金、補助及び交付金まで、合計338万2,000円を計上しております。

第2款保険給付費、第6項傷病手当諸費、第1目傷病手当金において、160万円を計上しております。新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与の支払を受けているものに対して、一定期間に限り、傷病手当金を支給するためのものであります。

次に、歳入であります。8ページにお戻り願います。2、歳入。第4款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金に、歳出の関連で、特別調整交付金分160万円を追加計上しております。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金に、人件費分として、338万2,000円を計上しております。

以上で、事業勘定の説明を終わります。

続いて、診療施設勘定について、歳出からご説明いたします。

13ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項医療施設管理費、第1目一般管理費において、職員人件費分として、3節職員手当等に106万4,000円を、10節需用費に診療所玄関タイルの修繕料等として18万6,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。恐れ入りますが、12ページにお戻り願います。2、歳入。第1款診療収入、第1項医科外来収入で、合計311万6,000円を減額しております。

第6款諸収入、第1項雑入、第1目雑入で、新型コロナウイルスワクチン接種代金として349万2,000円を計上しております。

第8款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目発熱外来診療体制確保支援補助金として、87万4,000円を計上しております。

以上で、議案第42号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補

正予算第1号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

3番。

○3番（成田直人君） 歳出の9ページの関係ですが、傷病手当諸費の中で、  
いわゆる補助金の傷病手当金の160万円についてですが、これそれ  
もの実績等についてちょっとお伺いしたいのですが、お知らせ願  
いたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（川山光則君） 三上町民課長。

○町民課長（三上康栄君） 傷病手当金についてですが、令和2年6月の補正  
予算で計上いたしております。それで、今のところ実績はゼロ件で  
ございます。

以上です。

○議長（川山光則君） よろしいですか。

成田議員。

○3番（成田直人君） 実績がゼロということでございますけれども、年度の  
補正で組むというのは、これは何か特別な意図があるのでしょうか。

○議長（川山光則君） 三上町民課長。

○町民課長（三上康栄君） これは、国の補助金がつくということで計上して  
おります。

以上です。

○議長（川山光則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませ  
んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第43号

○議長（川山光則君） 日程第7、議案第43号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山福祉課長。

○福祉課長（下山貴子君） 議案第43号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,324万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。7ページを御覧ください。

3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、2節給料に12万2,000円、3節職員手当等に44万6,000円、4節共済費に17万円、18節負担金、補助及び交付金に2万円を、人事異動に伴う人件費の調整分として計上いたしております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページを御覧ください。

2、歳入。第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第2目その他一般会計繰入金に、75万8,000円を計上いたしております。

以上、議案第43号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第44号

○議長(川山光則君) 日程第8、議案第44号 令和3年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木上下水道課長。

○上下水道課長(鈴木輝文君) 議案第44号 令和3年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

資本的支出の既決予算額を406万5,000円追加し、総額2億2,280万4,000円とするものです。

恐れ入りますが、2ページをお開き願います。補正予算実施計画説明書によりご説明いたします。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目営業設備費、40節工事費に、深郷田浄水場1号井ポンプ更新に伴う工事費として406万5,000円を計上しております。

以上、令和3年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 4 5 号

○議長（川山光則君） 日程第 9、議案第 4 5 号 中泊町副町長の選任についてを議題にします。

本案について町長に説明を求めます。

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 議案第 4 5 号 中泊町副町長の選任についてご説明申し上げます。

中泊町副町長に、横野彰吾氏を選任するにあたり議会の同意を求めるものであります。

横野氏は、36年間にわたり町職員として勤務し、平成29年6月より副町長を務めております。

行政全般に精通していることは誰もが認めるところであり、町民、職員の信望も厚く、副町長として適任であると存じますので、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 4 5 号を採決します。

お諮りします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 5 号は同意することに決定しました。

◎日程第 1 0 議案第 4 6 号

○議長（川山光則君） 日程第 1 0、議案第 4 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件を議題にします。

本案について町長に説明を求めます。

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件についてご説明申し上げます。

現委員、宮越優子氏の任期が令和3年9月30日をもって満了することに伴い、後任の委員として同氏を再推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

宮越氏は、中里地域尾別在住で、平成18年10月1日より、人権擁護委員として活躍されており、人望も厚く委員として適任であると存じますので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第46号を採決します。

お諮りします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は同意することに決定しました。

◎日程第11 議案第47号

○議長（川山光則君） 日程第11、議案第47号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件を議題にします。

本案について町長に説明を求めます。

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 議案第47号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件についてご説明申し上げます。

現委員、秋田谷徳美氏の任期が令和3年9月30日をもって満了することに伴い、後任の委員として同氏を再推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

秋田谷氏は、小泊地域温泉町在住で、平成24年10月1日より、人権擁護委員として活躍されており、人望も厚く委員として適任であ

ると存じますので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
議案第47号を採決します。

お諮りします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は同意することに決定しました。

#### ◎日程第12 発議第4号

○議長（川山光則君） 日程第12、発議第4号 中泊町議会交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱の制定についてを議題にします。

お諮りします。本案については議会内で協議を願った件でありますので、説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第13 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○議長（川山光則君） 日程第13、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項についてを議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定しました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（川山光則君） 今定例会に上程されました全議案について長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第2回中泊町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時56分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため  
ここに署名する。

議 長 川 山 光 圓

署名議員 長 利 司

署名議員 秋 田 博